

## 立川市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市環境への配慮及び公衆衛生保全の見地から、ペット火葬場等の設置及び維持管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット火葬場等 犬、猫その他人に飼育されていた動物（以下「ペット」という。）の死骸の火葬に要する焼却炉を有する施設（以下「火葬施設」という。）、当該火葬による焼骨を埋葬する施設又は当該火葬による焼骨を納骨する設備を有する施設（以下「埋葬施設等」という。）及びこれらの設備を併せ有する施設をいう。
- (2) 設置等 ペット火葬場等を新たに建設すること、既存の建築物をペット火葬場等にすること、又は既存のペット火葬場等の施設若しくは設備を変更することをいう。ただし、ペット火葬場等の施設若しくは設備の縮小又は事務室の面積若しくは位置の変更等ペット火葬場等の機能に直接かかわらない施設若しくは設備の変更を除くものとする。
- (3) 事業者 ペット火葬場等の設置等をしようとする者をいう。
- (4) 土地の所有者等 土地の所有者又は当該土地にある建築物の所有者、居住者若しくは使用の権利を有する者をいう。
- (5) 近隣住民 次の各号のいずれかに掲げるものをいう。
  - ア 火葬施設にあっては、その敷地からおおむね 250メートル以内の土地の所有者等
  - イ 埋葬施設等にあっては、その敷地からおおむね 100メートル以内の土地の所有者等
- (6) 移動火葬車 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死骸の火葬に要する焼却炉を自動車等に搭載し移動することができる火葬設備をいう。
- (7) 移動火葬事業者 移動火葬車を運用し事業を営む者をいう。

( 設置基準 )

第 3 条 事業者が、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、近隣住民の同意を得るものとする。

( 事業者の責務 )

第 4 条 事業者は、地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めるものとする。

2 事業者は、市民に対して悪影響又は苦情を発生させたときには、誠意をもって解決に努めるものとする。

3 事業者は、ペット火葬場等の設備、施設及び敷地の適正な管理運営に努めるものとする。

( 標識の設置等 )

第 5 条 事業者が、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、当該ペット火葬場等の敷地の見やすい場所に、設置等の計画の概要を記載したペット火葬場等のお知らせ(第 1 号様式)による標識を設置するものとする。

2 前項の標識の設置期間は、ペット火葬場等の新設等に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令(以下「法令」という。)に基づく手続を行おうとする日(2 以上の手続を行う場合は、最初の手続を行おうとする日)又は工事の着手予定日のいずれか早い日の少なくとも 60 日前から工事が完了した日までの間とする。

3 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、標識を設置した日から起算して 5 日以内に、その旨を標識設置届(第 2 号様式)により市長に届け出るものとする。

( 計画の説明等 )

第 6 条 事業者は、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、前条の標識の設置後 14 日以内に、近隣住民に次に掲げる事項について、説明会開催又は戸別訪問により説明するものとする。この場合において、事業者は、話し合い等により理解を得るよう努めるものとする。

(1) 事業者に関すること。

(2) 敷地の所在地、形態及び規模並びに敷地内におけるペット火葬場等の位置

- (3) 施設及び設備の概要並びにこれらの設計者
- (4) 工事に係る工期、工法及び作業方法並びに施工者
- (5) ペット火葬場等の事業内容及び開設時期
- (6) 地域の市街地環境に及ぼす影響及びその対策
- (7) その他ペット火葬場等の計画に関すること。

2 事業者は、規定により行った説明の内容について、速やかに、説明報告書（第3号様式）により、市長に報告するものとする。

（市長との協議）

第7条 事業者は、ペット火葬場等の設置等を行おうとするときは、法令に定める申請を行う前に、ペット火葬場等設置協議申出書（第4号様式）に設置計画書（第4号様式の2）及び必要な資料を添えて提出し、協議をするものとする。

2 市長及び事業者は、前項の規定による協議が成立した場合に、協議書を締結する。

3 市長は、事業者に対し、必要な助言を行うことができる。

（整備基準）

第8条 事業者は、ペット火葬場等の設置計画を策定するにあたっては、別表に規定する整備基準に適合しなければならない。移動火葬車については、別表第2項第2号及び第3号に規定する基準に適合するものとする。

（計画の変更等）

第9条 事業者は、近隣住民に説明した内容を変更しようとするときは、その変更内容を近隣住民に説明するとともに、変更協議申出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更と認めたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定による変更をしたときは、速やかに標識の記載事項を訂正するとともに、標識設置変更届（第6号様式）により市長に提出するものとする。

（工事完了の届出）

第10条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に関する工事が完了したときは、工事完了届（第7号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（工事の検査等）

第 1 1 条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に関する工事について、市長が行う完了検査を受けるものとする。

2 市長は、前項の完了検査の結果、当該工事に不備がないと認めるときは、事業者に対し、検査結果通知書（第 8 号様式）を交付する。

（承継届）

第 1 2 条 設置者等の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内にペット火葬場等承継届書（第 9 号様式）を市長に提出するものとする。

（廃止届）

第 1 3 条 設置者等がペット火葬場等を廃止したときは、その日から 30 日以内にペット火葬場等廃止届書（第 10 号様式）を市長に提出するものとする。

（移動火葬車）

第 1 4 条 移動火葬事業者は、地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに法令を遵守し、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。また、市民に対して悪影響又は苦情を発生させたときには、誠意をもって解決に努めるものとする。

2 移動火葬事業者は、立川市内で火葬する場合、事前にその移動先周辺の住民に周知するものとする。

3 移動火葬事業者は、立川市内で日々繰返し同一場所において火葬を行う場合は、この要綱の火葬施設と同様の扱いとする。ただし、整備基準は第 8 条の規定によるものとする。

4 移動火葬事業者は、立川市内で火葬する場合、移動火葬車使用届（第 11 号様式）による届出を市長に提出するものとする。

（報告の聴取等）

第 1 5 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者、工事施工者若しくは設計者又は移動火葬事業者から報告を求めることができる。

2 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、~~一~~調査ができるものとし、事業者、工事施工者及び設計者並びに移動火葬事業者は、この調査に協力するものとする。

（適用除外）

第 16 条 次に掲げる場合は、この要綱を適用しない。

(1) 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条（昭和 23 年法律第 48 号）の規定により許可を受けた墓地又は納骨堂をペットの埋葬施設等とする場合

(2) 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条の規定により許可を受けた火葬場をペットの火葬施設とする場合

（指導）

第 17 条 市長は、この要綱に定める事項を事業者又は移動火葬事業者が履行しないときは、この要綱の目的を達成するため、事業者又は移動火葬事業者に対し必要な措置を指導することができる。

（改善勧告）

第 18 条 市長は、事業者又は移動火葬事業者が前条の規定に基づく指導に正当な理由なく応じないときは、事業者又は移動火葬事業者に対し、勧告書（第 12 号様式）により期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第 19 条 市長は、第 18 条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することができる。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な様式その他の事項は、環境下水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第 8 条関係）

### ペット火葬場等の整備基準

#### 1 共通

- (1) 管理棟等の建築物に設ける開口部、換気設備の排気口等は、隣地に対して臭気その他衛生上支障を及ぼさない位置に設けること。
- (2) 次の関係法令等に適合していること。
  - ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
  - イ 建築基準法
  - ウ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）
  - エ 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱
  - オ その他関連する法令
- (3) 利用する者の自動車駐車場は、当該ペット火葬場等の規模等を考慮して必要とされる台数の駐車場を敷地内に設けること。

#### 2 火葬施設

- (1) 焼却炉の設置場所等
  - ア 建築物内に設置すること。
  - イ 事業敷地境界からおおむね 10m 以上離して設置すること。（排気口を含む）ただし、当該敷地境界に接する土地の所有者等の同意を確認できるものがある場合は、この限りでない。
  - ウ ペットの死骸を保管する冷蔵保管庫を設けること。
  - エ 外部から容易に見通せない高さの樹木等を設けること。
- (2) 焼却炉の構造等
  - ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
  - イ 煙突の先端から火炎または黒煙が排出されないように焼却できること。
  - ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却できること。
- (3) 法令等の遵守
  - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 34 号）別表第 16 に定めるダイオキシン類及びばいじんの排出基準に適合

すること。

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第 13 に定める騒音及び振動の規制基準に適合すること。

ウ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）の規定に基づく規制基準に適合すること。

(4) 施設の管理等

ア 火葬施設内の臭気について脱臭対策を講じること。

イ 事業者は、ばいじんや臭気指数などの測定を、定期的を実施するものとする。それらの提示等を求められた場合は、誠意をもって対応するものとする。

3 埋葬施設等

ア 動物の死体を土中に葬る施設の設置でないこと。

イ 敷地境界に接している土地（道路等を含む。）から墓石等が見通せない高さの樹木等を設けること。